



令和 4 年 度

事 業 概 要

令和4年4月

三重県保健環境研究所

はじめに

令和4年度は、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」の3年目となります。当研究所では「みえ県民力ビジョン」の基本理念である「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」をめざす取り組みにおいて「守る」に重点を置き、地域における科学的、技術的中核機関として、日々、調査研究、試験検査をはじめ公衆衛生情報の収集・解析と提供などに取り組んでいるところです。

さて、昨年度は、一昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に追われた1年となりました。新型コロナウイルスの度重なる変異は、国内のみならず世界中を幾度も襲い、三重県においても、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が適応されるなど、県民の皆様へ多大な影響を及ぼしました。このような状況下、当研究所においては、その検査や感染症情報の提供に所全体で取り組んでまいりましたが、今年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症の終息に向け、全力で取り組んでまいります。

また、光化学オキシダントなどいまだ継続する大気汚染の問題や県内河川の水環境の保全、そして「きれいで豊かな海」の視点から伊勢湾の水環境の改善、リサイクル材・廃棄物・土砂・土壌の安全性の確認など、取り組むべき課題が山積しています。

こうした中、「命を守る」、「暮らしの安全を守る」、「環境を守る」をキーワードとして、感染症対策、食の安全・安心の確保や環境保全に積極的に対応するため、科学的・技術的なエビデンスの提供に貢献できるよう、我々職員一人ひとりが、新たな技術の習得、調査研究や試験検査などにしっかり取り組んでまいります。

これまでも関係行政機関、医療機関、高等教育機関ほか、多く関係の皆様にご指導とご協力をいただきましたことを深く感謝し、ここに令和4年度の事業概要を提示いたします。ご高覧いただき、ご鞭撻賜りますよう重ねてお願いいたします。

令和4年4月1日

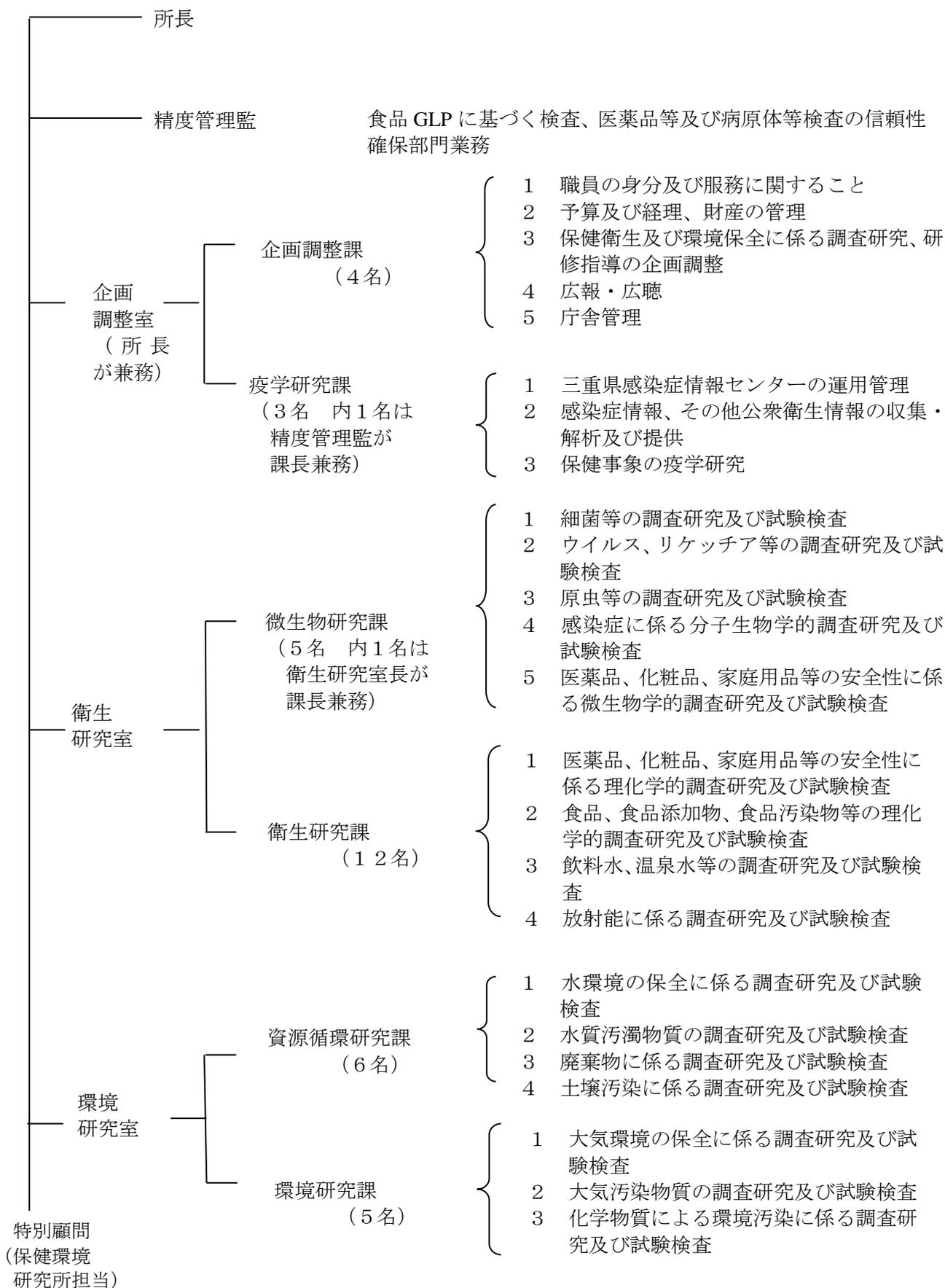
三重県保健環境研究所

所長 中井 康博

目 次

	頁
機構及び業務内容	1
I 調査研究	2
1 微生物研究課	2
2 衛生研究課	3
3 資源循環研究課	4
4 環境研究課	5
II 試験検査	7
1 微生物研究課	7
2 衛生研究課	9
3 資源循環研究課	11
4 環境研究課	13
III 公衆衛生情報の解析、提供	14
IV 研修指導	15
V 科学技術の普及	16
刊行物	16
資料	17

【機構及び業務内容】



I 調査研究

1 微生物研究課

【施策145 食の安全・安心の確保】

研究事業名 : 抗インフルエンザ薬剤耐性株サーベイランス
研究区分 : 協力型研究
研究期間 : 平成21年度～
共同研究機関名 : 国立感染症研究所インフルエンザウイルス研究センター、全国地方衛生研究所
研究目的と全体研究計画概要

日本は世界最大の抗インフルエンザ薬使用国であり、薬剤耐性株が蔓延となれば公衆衛生上重要な対策課題となる。そこで、発生が危惧されているA(H1N1)pdm09薬剤耐性株(オセルタミビル)の動向を把握し国内における薬剤耐性株の蔓延状況を公表することで、医療機関における投与薬剤の選択戦略を検討するための科学的根拠を提示することが可能となる。

三重県感染症発生動向調査事業において県内の医療機関から依頼されたインフルエンザ検体についてウイルス分離を行い、亜型を決定する。A(H1N1)pdm09と同定された分離株についてノイラミニダーゼ(NA)のアミノ酸解析を行い、オセルタミビル耐性マーカーの指標であるアミノ酸番号275番目(ヒスチジン→チロシン)の変異の有無を確認する。耐性変異を有した分離株は、国立感染症研究所においてオセルタミビル、ザナミビル、ペラミビル、ラニナミビル、アマンタジンおよびパロキサビルマルボキシルに対する薬剤感受性試験を実施する。結果は自治体および医療機関に迅速に情報提供し科学的根拠を提示する。

研究事業名 : 新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査
研究区分 : 協力型研究
研究期間 : 令和2年度～
共同研究機関名 : 国立感染症研究所 病原体ゲノム解析研究センター、
全国地方衛生研究所

研究目的と全体研究計画概要

新たに2019年末に中国で初めて確認された新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)は、2020年1月に国内で初めて感染者が確認され、その後、現在まで国内各地で感染クラスターが発生し、第1～6波の感染ピークがみられている。2021年以降は、変異株(アルファ株、デルタ株、オミクロン株)の流行がみられ、今後の動向に注視が必要である。

本調査では、SARS-CoV-2ゲノム分子疫学解析により、国内流行ウイルスや海外流入ウイルスあるいは変異株における遺伝子的特徴とその動向を把握することで感染拡大封じ込めに繋がる知見を得ることを目的とする。

研究事業名 : 鈴鹿厚生病院における新型コロナ感染症2019(COVID-19)患者血清疫学調査
研究区分 : 自発型研究
研究期間 : 令和2年度～令和4年度
共同研究機関名 : 鈴鹿厚生病院、国立感染症研究所、国立病院機構三重病院
研究目的と全体研究計画概要

新型コロナウイルス感染症2019(COVID-19)は、SARS-CoV-2ウイルスを病原体とする感染症である。2019年12月、中華人民共和国湖北省武漢市において確認され、2020年1月30日、世界保健機関(WHO)により「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」を宣言され、3月11日にはパンデミック(世界的な大流行)の状態であると表明された新規の感染症である。現時点では、COVID-19に関して明確に有効なワクチンや治療薬はなく、マスク着用、手指衛生、ソーシャルディスタンスといった対策を実施する以外に感染対策はなく、また再感染、再燃例などの報告もあり、感染者の抗体がどの程度感染予防に効果があるのかははっきりとわかっていない。

2020年9月、三重県鈴鹿市の精神科単科病院である鈴鹿厚生病院(以下病院)においてCOVID-19の集団発生事例が発生し、病院の1つの病棟の患者の多くがCOVID-19患者となった。この病棟の患者は病気の特性からほとんど院外に出ることはなく、今後新たにSARS-CoV-2ウイルスに暴露される可能性

は一般市民と比較すると低いと予想される。SARS-CoV-2ウイルスに対する抗体価について、現時点でのエビデンスは乏しく、病院におけるCOVID-19患者のSARS-CoV-2ウイルスに対する血清抗体価を継続的に測定することで、COVID-19の理解と今後の感染対策に寄与する可能性が高いと考えられる。

研究事業名 : 伴侶動物におけるウイルス性胃腸炎の研究—ヒトの感染性胃腸炎との関係性—
研究区分 : 協力型研究
研究期間 : 令和4年度～
共同研究機関名 : 北里大学

研究目的と全体研究計画概要

毎年秋から冬にかけて感染性胃腸炎が流行しており、大きな社会問題となっている。伴侶動物においても秋から冬にかけて胃腸炎が増加する傾向が認められる。このように、伴侶動物とヒトの感染性胃腸炎の発生時期は同じであるが、その関係性は明らかにされていない。ヒトの感染性胃腸炎の病原体の9割以上はウイルスである。一方、伴侶動物の胃腸炎においてウイルスが関与するか否かについては不明な点が多い。本研究ではヒトの感染性胃腸炎の病原体と同じ種類(ノロウイルス、ロタウイルス、サポウイルス、アストロウイルス、コブウイルス、アデノウイルス、エンテロウイルスなど)のウイルスが伴侶動物においてどの程度浸潤しているかを調べるとともに、それらのウイルスの性状を解析し、ヒトの感染性胃腸炎との関係性を調べる。また、これらのウイルスを用いることでヒトの感染性胃腸炎の動物モデルの作出も検討する。

2 衛生研究課

【施策145 食の安全・安心の確保】

研究事業名 : 放射能測定調査(原子力規制庁委託事業)
研究区分 : 受託型研究
研究期間 : 昭和63年度～
研究目的と全体研究計画概要

三重県内で採取した環境試料や食品試料を対象に、日常の環境放射能レベルの測定を行うことにより、原子力の平和利用の推進および放射能障害の防止に資するとともに、国外における原子力関係事象発生等緊急の際の三重県内での対応(測定)体制を維持することを目的としている。

本事業においては、原子力規制庁から示された委託事業実施計画に基づき以下の調査を実施する。

1. 降水の全ベータ放射能測定
2. 環境試料、食品試料のガンマ線核種分析
3. 空間放射線量率測定

測定試料名	測定試料数	放射能測定種類
大気浮遊じん	4(年4回)	Ge- γ 線核種分析
降下物	12(毎月)	Ge- γ 線核種分析
降水	降雨毎	全 β 線測定
陸水(上水)	1(年1回)	Ge- γ 線核種分析
陸水(河川水)	1(年1回)	Ge- γ 線核種分析
土壌	2(年1回)	Ge- γ 線核種分析
穀類(精米)	1(年1回)	Ge- γ 線核種分析
野菜類(だいこん)	1(年1回)	Ge- γ 線核種分析
野菜類(ほうれんそう)	1(年1回)	Ge- γ 線核種分析
茶	2(年1回)	Ge- γ 線核種分析
牛乳	1(年1回)	Ge- γ 線核種分析
海産生物(まだい)	1(年1回)	Ge- γ 線核種分析
海産生物(わかめ)	1(年1回)	Ge- γ 線核種分析
海産生物(はまぐり)	1(年1回)	Ge- γ 線核種分析
[空間線量率] モニタリングポスト	連続	NaI- γ 線測定

【施策144 薬物乱用防止と動物愛護の推進等】

研究事業名 : 公衆浴場等におけるレジオネラ属菌制御を目的とした先駆的手法の実地検証

研究区分 : 自発型研究

研究期間 : 令和2年度～令和4年度

共同研究機関名 : 国立感染症研究所

研究目的と全体研究計画概要

三重県内の公衆浴場等において、レジオネラ属菌制御のための先駆的な消毒方法を用いた試験を行い、実用化に向けた検証を行います。研究成果の普及を通じて、生活衛生営業施設の自主的な衛生管理の推進と、県民のレジオネラ症の未然防止に資するものとします。

3 資源循環研究課

【施策152 廃棄物総合対策の推進】

研究事業名 : リサイクル材の環境リスク評価に関する調査研究

研究区分 : 自発型研究

研究期間 : 平成29年度～令和5年度

研究目的と全体研究計画概要

廃棄物のリサイクルについては、廃棄物の性状に応じた適正な処理および使用用途のもと安全・安心が確保される必要があるが、リサイクルを装った不適正処理や安易なりサイクルが実施され、有害ガスや汚水が発生する等の周辺環境に影響をおよぼす事案も発生している。

本研究では、環境リスクを把握することが急務である廃棄物について、有害物質の溶出、有害ガスの発生等のおそれを調査し、潜在的な環境リスク評価を実施するとともに、有効利用方法の方向性を検討することを目的とする。

結果は廃棄物行政へ提供することにより、産業廃棄物処分業および産業廃棄物処理施設の許可の際の許可条件や指導事項の判断材料のひとつになるとともに、ひいては廃棄物の適正処理およびリサイクルの安全・安心の確保に貢献できる。

また、得られた研究成果等を事業者提供し、提供した結果の利用状況や事業者の製品化の検討状況を聴き取り、必要な検査、調査を実施する。

研究事業名 : 再生品の環境安全性に関する調査研究

研究区分 : 自発型研究

研究期間 : 令和4年度～令和10年度

研究目的と全体研究計画概要

「三重県循環型社会形成推進計画」の施策の1つである再生資源の適正な循環利用の促進に取り組むにあたっては、産業廃棄物の不適正な処分を防止しつつ、再生品の環境安全性を確保することが必要である。本調査研究では、県内の産業廃棄物中間処理業者が産業廃棄物を再生資源として受入れ生産した再生品を対象として、再生品の製造時から利用中、廃棄時までの環境安全性を調査する。あわせて、再生資源の環境安全性と再生品製造に係る管理体制の調査を実施する。得られた結果を行政部局に提供・共有して中間処理等の許認可や立入検査等に活用することで、再生品の環境安全性を確保し、資源の循環的利用の促進につなげる。

【施策154 生活環境保全の確保】

研究事業名 : 伊勢湾流入河川の流域別負荷量評価に関する調査研究

研究区分 : 自発型研究

研究期間 : 令和3年度～令和6年度

研究目的と全体研究計画概要

閉鎖性海域である伊勢湾では、水質総量規制等様々な環境保全対策により一定の環境改善が見られたが、水産資源の生産上、様々な問題・課題が発生している。近年の養殖ノリの色落ち問題では、潮流、水温、気象の他に植物育成に必要な栄養塩類の供給（負荷）量を一定以下にしない対策が有効と

言われており、伊勢湾再生行動計画に基づき実施している四日市大学等との共同研究において、沿岸海域の水質に偏在があることが明らかになっている。「きれいで豊かな海」を目指す伊勢湾再生の取り組みとして、沿岸海域の水質に及ぼす影響を検証するため、陸域汚濁負荷の詳細な調査研究を実施する。

河川から流入する汚濁負荷を生物相への養分供給という観点から、季節変動の把握を念頭に三重県側の局所的な伊勢湾沿岸部への河川の汚濁負荷量を把握し、検証する。また、調査方法を確立して県内河川の調査に使用できるようにする。

4 環境研究課

【施策154 大気・水環境の保全】

研究事業名 : 化学物質環境実態調査費（環境省委託事業）

研究区分 : 受託型研究

研究期間 : 昭和49年度～

研究目的と全体研究計画概要

化学物質による環境リスク（人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれ）の大きさを判断するためには、環境中の汚染状況の把握が必須である。「化学物質環境実態調査」は環境省委託事業として昭和49年度以降、全国自治体等が参画し、実施しているなか、本県も毎年度受託し、既存化学物質による環境汚染の未然防止に寄与することを目的として、環境中（四日市港および鳥羽港の水質・底質、四日市市内の大気）における有害化学物質の汚染濃度レベルを把握するため以下の調査を行う。

(1) 分析法開発調査

化学物質環境実態調査対象候補物質について、物理化学的性状を把握するとともに、環境省が示す要求感度を満たす分析法の開発を行う。

(2) 初期環境調査

化審法指定化学物質、非意図的生成化学物質および社会的要因から必要とされる物質を対象として、環境残留状況が明らかでない物質について、環境中の残留を確認する。

(3) 詳細環境調査

上記(1)等で環境残留状況が確認された物質について、環境中の残留量を精密に把握する。

(4) モニタリング調査（試料採取のみ）

難分解性あるいは生物への蓄積性が高い物質（POPs条約（ストックホルム条約）対象物質、化審法特定化学物質等）を対象として、定期的に残留性を追跡する。

研究事業名 : 光化学オキシダントの挙動における窒素酸化物の影響に関する研究

研究区分 : 研究区分：自発型研究

研究期間 : 平成30年度～令和4年度

研究目的と全体研究計画概要

全国的にも環境基準達成率が非常に低い光化学オキシダントは、県内では大気汚染常時監視測定局の一般環境測定局24局で測定を行っているが、これまで環境基準を達成している測定局はない。

また、窒素酸化物は自動車排ガスに多く含まれ、光化学オキシダントの生成と消滅に深くかかわっている。しかし、県内の自動車排ガス測定局（自排局）8局では光化学オキシダントの測定を行っておらず、光化学オキシダント濃度と窒素酸化物との詳細な関連性の解明はまだ不十分である。

窒素酸化物は光化学オキシダントの挙動において重要な要素であることから、沿道や固定発生源で窒素酸化物とともにオゾン測定することにより、各地点の汚染の実態を把握し、自動車排ガス等の影響により光化学オキシダントがどのような挙動を示しているかを明らかにする。また、大気汚染常時監視測定局で得られる膨大な測定データから、光化学オキシダントの挙動に関して着目すべき測定項目を抽出し、光化学オキシダント濃度の変動要因の解明へとつなげていく。

【研究の区分については下記のとおり分類している。】

協力型研究：国、地方公共団体等他の研究機関が主体となる調査研究に協力して行う調査研究をいう。

受託型研究：国、地方公共団体、独立行政法人又は公益法人等からの委託・依頼等により行う調査研究をいう。

自発型研究：保健環境研究所が主体となって行う調査研究をいう。

II 試験検査

1 微生物研究課

【行政検査】

1 感染症発生動向調査事業

感染症の早期発見と防止を目的として実施している感染症発生動向調査事業は、県下 25 定点医療機関（病原体検査定点）の検体を対象に微生物検査および抗体検査を行う。

<p>定点医療機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹定点（9 機関） 桑名市総合医療センター、市立四日市病院、鈴鹿中央総合病院、三重大学医学部附属病院、松阪中央総合病院、伊勢赤十字病院、岡波総合病院、尾鷲総合病院、紀南病院 ・ 小児科定点（6 機関）およびインフルエンザ小児科定点（6 機関） まつだ小児科クリニック、三原クリニック、落合小児科医院、国立病院機構三重病院、さかとく小児科、かとう小児科医院（小児科定点）、イワサ小児科（インフルエンザ小児科定点） ・ インフルエンザ内科定点（3 機関） 鈴鹿回生総合病院、国立病院機構三重中央医療センター、名張市立病院 ・ 眼科定点（1 機関） 三木眼科
<p>検査対象疾患</p>	<p>インフルエンザ、咽頭結膜熱、A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、水痘、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、百日咳、風しん、ヘルパンギーナ、麻しん、流行性耳下腺炎、マイコプラズマ肺炎、クラミジア肺炎、RS ウイルス感染症、急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎、無菌性髄膜炎、細菌性髄膜炎、他</p>
<p>検査状況</p>	<p>A 微生物検査</p> <p>① 咽頭ぬぐい液および鼻汁 麻しん、風しん、ヘルペス属、アデノ、エンテロ、RS ウイルス、コクサッキー、インフルエンザ（AH1pdm、AH3、B、C 型）、パラインフルエンザ等の各ウイルス、A 群溶連菌</p> <p>② 糞 便 A 群ロタ、アデノ 40/41、サポ、ノロ、エンテロ、アストロ</p> <p>③ 髄 液 エンテロ、日本脳炎、ヘルペス属、リステリア</p> <p>④ 結膜拭い液 エンテロ、アデノ</p> <p>⑤ 血液、血清 リケッチア類、インフルエンザ等抗体検査</p> <p>⑥ 尿 クラミジア、麻しん、風しん</p> <p>B 血清中の抗体検査 急性期と回復期の血清を用いて分離された微生物に対する抗体検査を実施</p>
<p>検体数</p>	<p>A 微生物検査（咽頭拭い液、糞便、髄液、結膜拭い液等）：約 800 検体 B 血清中の抗体検査（急性期および回復期をペアとして）：約 120 検体</p>

2 感染症流行予測事業

感染症の早期発見と流行防止を目的として実施している感染症流行予測事業は、厚生労働省の指定する感染症等を対象に微生物検査および抗体検査を行う。本県では、感染源調査として豚における日本脳炎および新型インフルエンザについて実施する。また、感受性調査として日本脳炎、インフルエンザ、風しんおよび麻しんについて県民の年齢別抗体保有状況調査を行う。

対象疾患	調査時期	調査法	検査対象	検査方法等
インフルエンザ	・流行期前 ・流行期	感受性	・流行期前の年齢別人血清 集団発生、散発発生例の患者咽頭拭い および鼻汁等、ペア血清（急性期・回復期）	・抗体検査は HI 法 ・ウイルス分離は MDCK 細胞および発育鶏卵
風しん・麻しん	4～9月	感受性	・県内医療機関等で年齢別人血清を採取	・HI 法（風しん） ・PA 法（麻しん）
日本脳炎	6～10月	感受性 感染源	・県内医療機関等で年齢別人血清を採取 ・三重県松阪食肉公社で豚の血清採取	・人血清は PAP 法 ・豚血清は HI 法

3 感染症等対策事業

海外旅行者や海外からの渡航者等において下痢症等が認められ、感染症の疑いが持たれる者についてコレラ、腸チフス、腸管出血性大腸菌感染症、細菌性赤痢等の防疫の見地から、津保健所総合検査室で対応できない検査項目について病原体の分離同定等の検査、分離菌の PFGE による DNA 解析、国立感染症研究所への菌株送付を行う。

4 食中毒等原因微生物検査

食中毒や有症苦情に際し、津保健所総合検査室で対応できない検査項目について、原因微生物の究明に必要な試験等を実施する。

5 養殖魚、鶏卵、蜂蜜等の残留抗生物質検査

食の安全・安心確保のため、県内産の養殖魚、県外産の養殖魚、輸入食肉、蜂蜜等の残留抗生物質の検査を行う。これらの食品は抗生物質の残留基準値を超えて残留してはならない。

検査対象	検体数	検査対象内訳	対象抗生物質
養殖魚	20	ニジマス、ヒラメ、マダイ、ハマチ等	・β-ラクタム系 ・アミノグリコシド系 ・テトラサイクリン系
蜂蜜	4	レンゲ、クローバー、ミカン等	・β-ラクタム系 ・アミノグリコシド系 ・テトラサイクリン系 ・マクロライド系
食肉、鶏卵、牛乳	29	輸入豚肉、牛肉、鶏卵、牛乳	・β-ラクタム系 ・アミノグリコシド系 ・テトラサイクリン系 ・マクロライド系

6 結核菌分子疫学解析事業

結核の感染予防対策の推進に寄与することを目的として、結核菌に関する特定感染症予防指針（平成 19 年厚生労働省告示 72 号）に基づき、県内で新たに発生した結核患者から分離された結核菌について、県内の 2 医療機関から菌株の収集を行い、分子疫学解析を実施する。

【一般依頼検査】

1 医療機関、保健所、民間検査施設、地方公共団体、食品・薬品会社、県民からの一般依頼検査
(法律等に基づく検査又は民間の検査機関が対応できない検査について対応します。)

検査項目	件数	検査項目	件数
診療関係検査 尿、血液、穿刺液等からの細菌検査 ウイルス分離、同定検査	不定	水等の検査	不定
糞便中の細菌（下痢症） 血液中の細菌（菌血症） ウイルス免疫学的検査 石炭酸係数	不定	薬品、食品、その他の検査 複雑な食中毒細菌検査 腸内細菌特殊検査 真菌類 等	不定
無菌試験	不定	その他	不定

2 衛生研究課

【行政検査】

1 食品衛生行政検査（医療保健部、農林水産部関係）

食品の衛生と安全性を確保するため、食品衛生法等に基づき食品衛生行政検査を行う。

検査項目名	検体数
(食品添加物)	
品質保持剤：プロピレングリコール	3
保存料：ソルビン酸等 9 項目	31
防かび剤：イマザリル等 4 項目	14
酸化防止剤：BHA 等 4 項目	14
着色料：合成着色料	12
甘味料：サイクラミン酸等 3 項目	19
漂白剤：二酸化イオウ・亜硫酸塩類	14
発色剤：亜硝酸ナトリウム	19
(農産物等の残留農薬)	
103 項目	64
有機塩素系農薬	7
有機リン系農薬	21
茶農薬	5
(残留動物用医薬品)	
養殖魚	20
鶏卵	12
輸入肉	10
国産肉	32
(カビ毒) 総アフラトキシン	12
(溶出試験) 重金属	2
(容器包装) 蛍光物質	6
(遺伝子組み換え食品)	
大豆	6
とうもろこし	6
(アレルギー物質)	
乳	11

卵	11
小麦	11
そば	11
落花生	11
えび、かに	11
(魚介類中の環境汚染物質) TBTO 等 2 項目	(10)
総水銀・PCB	4
(貝毒) 麻痺性貝毒	29
計	426

※ 四日市市依頼分を含む

() : TBTO 等 2 項目の検体は、残留動物用医薬品の検査も実施するため再掲数です。

2 医薬品行政検査 (医療保健部関係)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、医薬品等に係る検査を行う。

品 目	検体数	検 査 項 目
県内製造医薬品、 医薬部外品等	4 程度	県承認医薬品等の規格試験
国指定品	10 程度	溶出試験

3 医薬品製造販売承認申請書等審査 (医療保健部関係)

医薬品製造販売承認申請書 (知事承認に係るもの) 等の規格および試験方法の内容審査を行う。

4 家庭用品行政検査 (医療保健部関係)

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、家庭用品に含まれる有害物質について行政検査を行う。

品 目	検体数	検 査 項 目
繊維製品、洗剤、 エアゾル製品 等	約 40	ホルムアルデヒド、メタノール、塩化水素 等

5 無承認医薬品・指定薬物対策事業 (医療保健部関係)

ダイエット、強壯を標榜する健康食品等に医薬品成分を故意に配合した無承認医薬品や精神毒性の高い違法ドラッグ (指定薬物) による健康被害は多数報告されている。これを受け、薬務課が買い上げたこのような疑いのある製品について、該当する医薬品成分等を含有していないかの試験検査を行う。(検体数 5 程度)

6 大麻行政検査 (医療保健部関係)

大麻栽培者に対して薬務課が行う立入検査時に収去された大麻草について、THC含有量の検査を行う。(検体数 約 300)

7 温泉行政検査 (環境生活部関係)

(1) 源泉調査

温泉法の主旨である温泉資源の保護対策を図るため、同法の立入検査の一環として、以下のとおり調査を実施する。

(ア)調査予定件数：10件（主に紀北、紀南地域活性化局管内で実施予定）

②調査内容

ア) 現地調査：ゆう出量、泉温、利用状況等

イ) 成分分析：ナトリウム、カリウム、メタけい酸等の主要成分10項目

(2) 温泉利用施設の浴槽水質検査

温泉の適正利用を図るため、県内約10施設について温泉法に基づく立入検査を行い、浴槽水等の温泉成分の分析を行う。温泉浴槽水質検査等実施要領に定める条件に該当する等、追加調査が必要な施設に対しては、必要に応じて詳細な二次調査を行う。

8 水道水質精度管理事業（環境生活部関係）

三重県水道水質管理計画に基づき、当所を実施主体として水道水質検査の外部精度管理および内部精度管理事業を行う。実施対象機関は、自己検査施設を有する市の水道事業者、企業庁水質管理情報センター、水道法第20条に基づく登録機関であり、県内で15機関が参加している。

【一般依頼検査】

1 医薬品等製造販売承認規格試験

事業者等からの依頼により、医薬品の日本薬局方もしくは医薬品製造販売承認規格における適否試験を行う。

2 飲料水等水質試験

住民、事業者、市町からの依頼により飲料水等の健康に影響する特殊な成分、あるいは特に複雑な操作を必要とする項目について水質試験を行う。

3 温泉分析

当研究所は、温泉法に基づく登録分析機関（三重県知事登録第1号）として登録されている。

住民、事業者、市町からの依頼を受け現地調査及び地下水の分析を実施し温泉法に基づく規定値に適合するか否かの判定を行う。

3 資源循環研究課

【行政検査】

1 公共用水域（河川）の水質検査（環境生活部関係）

水質汚濁防止法の規定に基づき、県下の主要河川の水質汚濁の状況を常時監視するため、県内36河川52地点（補足地点を含む。）の水質測定を行う。

区分	項目	延べ項目数
生活環境項目	pH、DO、BOD、COD、SS、T-N、T-P、大腸菌数等	約3,100
健康項目	Cd、CN、Pb、Cr ⁶⁺ 、Hg、As、Se、VOC、1,4-ジオキサン、PCB、農薬等の有害物質	約1,400
要監視項目	T-Mn、Ni、アニリン等	約210

その他の項目	電気伝導率、塩化物イオン	約 740
--------	--------------	-------

※環境研究課実施分（化学物質）を含む。

2 水質汚濁防止法等に基づく規制対象工場・事業場の排水検査（環境生活部関係）

水質汚濁防止法および三重県生活環境の保全に関する条例に基づく規制対象工場・事業場への立入検査において採取された排水の検査を行う。

区 分	項 目	延べ項目数
生活環境項目	pH、BOD、COD、SS、T-N、T-P、 大腸菌群数等	約 1,000
健康項目	Cd、CN、Pb、Cr ⁶⁺ 、Hg、VOC、PCB、 農薬等の有害物質	約 340
総量規制項目	COD、T-N、T-P	約 390

※環境研究課実施分（化学物質）を含む。

3 産業廃棄物の溶出試験および最終処分場の浸出液等の検査（環境生活部関係）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき行われる排出事業者、処理業者等の監視指導において採取された産業廃棄物の溶出試験および最終処分場浸出液等の検査を行う。

区 分	項 目	延べ項目数
生活環境項目	pH、BOD、COD	約 20
健康項目	Cd、CN、Pb、Cr ⁶⁺ 、Hg、As、Se、VOC、 1,4-ジオキサン、PCB、農薬等の有害物質	約 170
その他の項目	塩化物イオン、硫酸イオン	約 10

※環境研究課実施分（化学物質）を含む。

4 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例に基づく埋立場所等の土砂等、排水の検査

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例に基づき収去された埋立場所等の土砂等、排水の検査を行う。

区 分	項 目	延べ項目数
健康項目	Cd、CN、Pb、Cr ⁶⁺ 、Hg、As、Se、VOC、 1,4-ジオキサン、PCB、農薬等の有害物質	約 210

※環境研究課実施分（化学物質）を含む。

5 不法投棄等現場における迅速安全性確認事業

不法投棄等現場において大まかな安全性（スクリーニング）の把握を速やかに図るため、簡易測定法（気相、水相等）について調査・検証を順次進め、一定の確認や測定方法の検証結果が得られたものから、実際の現場に応じた簡易測定を行う。

【委託調査】

1 伊勢湾広域総合水質調査（環境生活部関係：環境省委託）

伊勢湾の水質汚濁の実態を総合的に把握するため、水質の調査を行う。

- ① 調査地点 湾内13地点 表・底層水 年4回
- ② 調査項目 pH、塩分、DO、COD、T-N、T-P、TOC、イオン状シリカ等
延べ 104 検体 約 1,400 項目

4 環境研究課

【行政検査】

1 大気汚染防止法等に基づく規制対象工場への立入検査（環境生活部関係）

大気汚染防止法および三重県生活環境の保全に関する条例に基づき、ばい煙発生施設等を有する工場・事業場に立入検査を行う。

測定項目	立入施設数等
ばいじん、水銀	20
有害物質（NO _x 、HCl 等）	40
揮発性有機化合物（VOC）	10

2 有害大気汚染物質モニタリング調査（環境生活部関係）

有害大気汚染物質に係る健康影響評価および対策の推進に寄与するため、大気汚染防止法第 18 条の 39 の規定に基づき大気汚染状況の把握を目的に以下の調査を行う。

- ① 調査地点：4 地点（桑名、松阪、鈴鹿、伊賀）
- ② 調査回数：12 回／年（月 1 回）
- ③ 測定項目：計 21 物質
4 地点×VOCs11 物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、1,3-ブタジエン、トルエン、塩化メチル）、水銀及びその化合物
3 地点（桑名、松阪、鈴鹿）×酸化エチレン
2 地点（桑名、鈴鹿）×その他 9 物質（ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、ベンゾ [a] ピレン、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物、クロム及びその化合物、ベリリウム及びその化合物）

3 アスベスト除去等作業周辺モニタリング調査（環境生活部関係）

大気汚染防止法規定の特定粉じん排出等作業に伴って発生するアスベスト繊維について、敷地境界における環境濃度測定を行う。（35 作業場）

4 微小粒子状物質（PM_{2.5}）調査（環境生活部関係）

環境基準項目として PM_{2.5} 濃度が新たに追加されたことにより、大気汚染防止法第 22 条の規定に基づき、県内の PM_{2.5} 汚染状況の把握およびその効果的な対策の検討に資するため、PM_{2.5} 内容成分の調査を行う。（四季別 2 地点）

【委託調査】

1 NO_x 簡易測定調査（環境生活部関係：環境省委託）

自動車 NO_x・PM 法に基づく対策地域内の、現況及び将来年度において二酸化窒素に係る環境基準の超過が予想される交差点等において、簡易測定を実施し当該地点における状況を把握する。

- ① 調査地点：5 交差点×4 隅
- ② 調査回数：1 週間×4 回
- ③ 調査項目：窒素酸化物、二酸化窒素

Ⅲ 公衆衛生情報の解析、提供

【疫学研究課】

1 感染症発生動向調査情報の収集、解析、提供（三重県感染症情報センター業務）

- (1) 事業年度 平成 5 年度～（現行システムは平成 11 年度～）
- (2) 事業内容

平成 11 年 4 月 1 日付けで施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）」に基づく感染症対策の主要な柱として「感染症発生動向調査」が位置付けられ、同日付けで国の「感染症発生動向調査事業実施要綱」も施行され、地方感染症情報センターは地方衛生研究所等に設置することとされた。

「三重県感染症情報センター」としての役割を果たすため、県内すべての医療機関から直ちに届出される 1 類感染症～4 類感染症（63 疾患）、県内すべての医療機関から 7 日以内に届出される 5 類感染症（24 疾患、侵襲性髄膜炎菌感染症、風しん・麻しんは、直ちに）、県内の指定届出機関（定点医療機関）から週単位で届出される 5 類感染症（17 疾患）、月単位で届出される 5 類感染症（7 疾患）、新型インフルエンザ等感染症（4 疾患）、疑似症の合計 116 疾患に加え、三重県独自の報告制度による県内の小児科指定医療機関から週単位で報告されるマイコプラズマ肺炎およびクラミジア肺炎の患者発生情報と病原体検出情報を収集・解析し、トピック情報、週報、月報、年報等として、さらには WHO（世界保健機関）、CDC（米国疾病対策センター）等から発表される海外における重要な感染症発生状況等について、以下に示す方法により迅速かつ的確に情報提供を行う。

- ① 三重県感染症情報センターホームページ（URL <https://www.kenkou.pref.mie.jp/>）による情報提供
- ② 地区医師会単位の感染症情報メーリングリストによる情報提供
- ③ E-mail（アドレス center@kansen.kenkou.pref.mie.jp）による情報提供
- ④ 郵送による情報提供（保健所経由）
- ⑤ 月刊三重県医師会報（三重医報）への情報掲載
- ⑥ 事業年報をホームページへ公開

【微生物研究課】

1 感染症病原体検出情報の提供および病原体株等の送付

- (1) 事業年度 平成 5 年度～
- (2) 事業内容

県下各定点医療機関から搬入される検体からの検出病原微生物等の情報を「感染症サーベイランスシステム（NESID）」により国立感染症研究所感染症疫学センターへ提供する。また、県内で検出された志賀毒素産生性大腸菌、腸チフス菌や当課が分離したインフルエンザウイルスを国立感染症研究所へ送付し、同研究所から還元された DNA 解析結果、抗原性解析結果を医療保健部等に情報提供する。

IV 研修指導

【疫学研究課】

1 医師臨床研修

対象：研修医師（計 10 名程度）

時期：通年

場所：保健環境研究所

内容：研修医師を対象として県保健所が行う地域保健研修の一環として、三重県感染症情報センター業務、疫学研究についての研修を行う。

【微生物研究課】

1 病原微生物検出試験法研修

対象：医療保健部職員等

時期：年度内

場所：保健環境研究所

内容：病原微生物検査に関する研修を行う。

【衛生研究課】

1 水質分析技術検討会

対象：水道水質精度管理参加機関の検査担当職員（約 30 名）

時期：令和 4 年 12 月（1 日間）

場所：保健環境研究所

内容：精度管理調査結果をもとに、水質分析に関する技術的な支援を行う。

2 医療保健部インターンシップ等研修指導

対象：インターンシップ研修生等（若干名）

時期：令和 4 年度内（数日間）

場所：保健環境研究所

内容：食品・医薬品・温泉水等に関する研修を行う。

【資源循環研究課・環境研究課】

1 学生対象研修

対象：県内高等教育機関学生（2～3 名程度）

時期：夏季等中心に要請を受けて実施（不定期）

場所：保健環境研究所

内容：環境分析測定に係る技術研修を行う。

2 海外研修員の受入

対象：海外研修員（10 名程度）

時期：ICETT等の依頼により実施（不定期）

場所：保健環境研究所

内容：研修実施機関の研修内容に応じた技術研修（環境分析測定、環境調査）を行う。

3 分析講習会

対 象：環境生活部職員等（15名程度）
時 期：令和4年度内
場 所：保健環境研究所
内 容：環境分析測定に係る技術研修を行う。

V 科学技術の普及

1 夏休み科学体験教室

対 象：小中学校生および保護者 等
時 期：令和4年夏季
場 所：保健環境研究所
内 容：環境研究室2課でテーマを設定して、三重県環境学習情報センターが実施するエコフェアに出展を予定している。

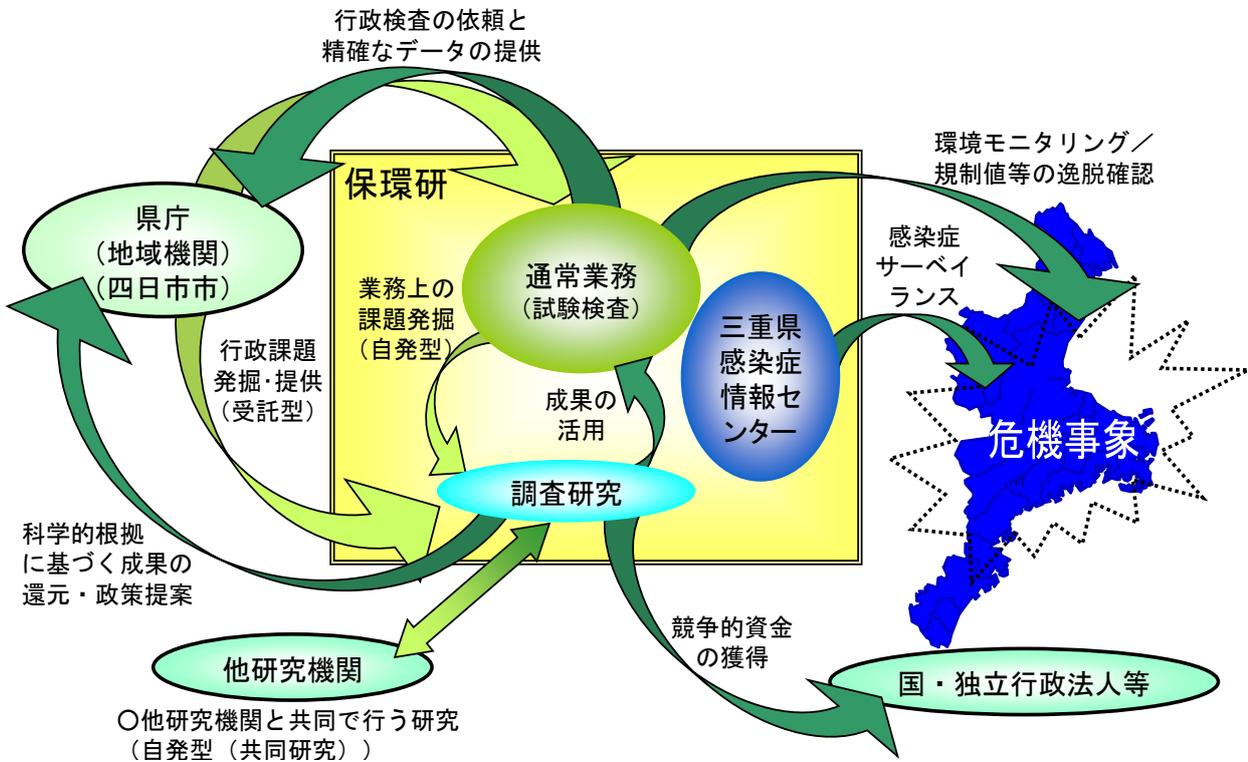
2 出前トーク

対 象：一般県民
時 期：令和4年度
場 所：希望の場所（公民館等）
内 容：【衛生研究課】 三重県の温泉について
【資源循環研究課】 わかりやすい水質分析入門
【環境研究課】 大気中のPM_{2.5}（微小粒子状物質）について

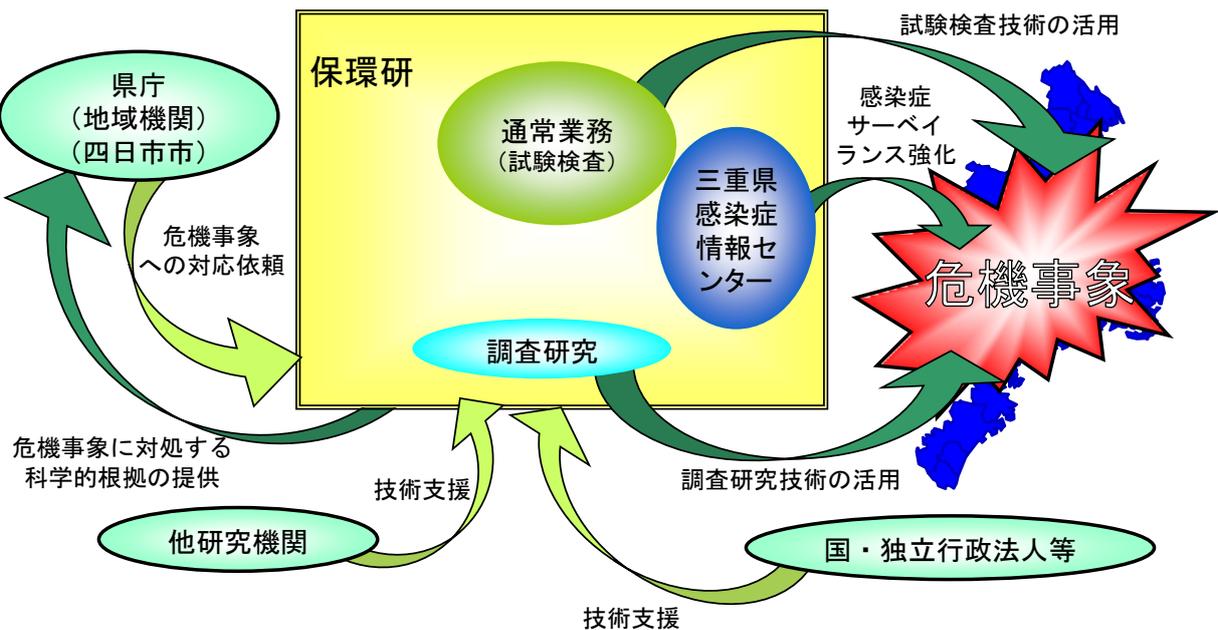
【刊行物】

- 1 三重県保健環境研究所年報 : 年1回発行
- 2 三重県保健環境研究所ニュース : 年4回発行

【保環研の平常時業務と調査研究】



【保環研の危機発生時対応】



〒512-1211 四日市市桜町3684-11

三重県保健環境研究所

電 話 059-329-3800

ファックス 059-329-3004

ホームページ <https://www.pref.mie.lg.jp/hokan/hp/index.htm>

Eメール hokan@pref.mie.lg.jp

三重県感染症情報センター（保健環境研究所内）

電 話 059-329-2914

ファックス 059-329-8101

ホームページ <https://www.kenkou.pref.mie.jp/>

Eメール center@kansen.kenkou.pref.mie.jp